

○建築物における駐車施設の附置等に関する条例

昭和42年4月1日

市条例第11号

改正 昭和44年7月12日市条例第92号

昭和49年3月27日市条例第23号

平成4年3月26日市条例第23号

平成6年3月24日市条例第36号

平成17年3月17日市条例第88号

平成18年12月27日市条例第131号

令和8年市条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置及び管理について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(適用地域及び地区)

第2条 この条例を適用する地域及び地区は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 法第3条第1項の規定による駐車場整備地区（以下「駐車場整備地区」という。）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都市計画法」という。）第8条第1項第1号に定める商業地域（以下「商業地域」という。）及び近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）。ただし、駐車場整備地区を除く地域に限る。
- (3) 駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域に接する地域内で市長が別に定める地区（以下「周辺地区」という。）
- (4) 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域及び周辺地区以外の都市計画区域内であつて、自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で市長が定める道路の境界線から当該道路の両側へそれぞれ100メートル以内の地区（以下「自動車交通ふくそう地区」という。）

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 次の表の(ア)項に掲げる地区又は地域内において、(イ)項に掲げる面積が(ウ)項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周辺地区又は自動車交通 ふくそう地区
(イ)	特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途(特定用途以外の用途をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得たものとの合計				特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積
(ウ)	1,500平方メートル				2,000平方メートル
(エ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分
(オ)	150平方メートル	200平方メートル	200平方メートル	450平方メートル	200平方メートル
(カ)	$1 - \left((1,500 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})) / (6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ項に掲げる面積} - 1,500 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積})) \right)$				$1 - \left((6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積}) \right)$

備考

- 1 (イ) 項に掲げる部分及び(エ) 項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (カ) 項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

2 前項の規定は、市長が別に定める建築物については適用しない。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第3条の2 次の表の(ア) 項に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。)が(イ) 項に掲げる面積を超え、かつ、同項に掲げる戸数以上となる建築物を新築しようとする者は、(ウ) 項に掲げる建築物の部分の床面積(共同住宅の用途においては戸数)をそれぞれ(エ) 項に掲げる面積(共同住宅の用途においては戸数)で除して得た数値を合計した数値((オ) 項に規定する延べ面積が6, 000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ) 項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合、建築物内の荷さばきのための駐車施設の有効利用に資する取組が行われると市長が認める場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域		周辺地区又は自動車交通ふくそう地区	
(イ)	2, 000平方メートル	2, 000平方メートル かつ50戸	3, 000平方メートル	3, 000平方メートル かつ50戸

(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(エ)	2, 5 0 0 平方メートル	5, 0 0 0 平方メートル	1, 5 0 0 平方メートル	3, 5 0 0 平方メートル	1 0 0 戸	6, 5 0 0 平方メートル	1 0 0 戸
(オ)	1－（（6, 0 0 0平方メートル－延べ面積）／（2×延べ面積））					1－（（6, 0 0 0平方メートル－延べ面積）／延べ面積）	
備考							
1 （ウ）項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。							
2 （オ）項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。							

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

(大規模な事務所の特例に係る大規模低減)

第4条 前2条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供

する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模な共同住宅の特例に係る大規模低減)

第4条の2 第3条の2の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分（特定用途に供する部分をいう。）が増加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第3条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において第3条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(駐車施設の規模)

第6条 第3条、第4条又は前条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、かつ、幅員5.5メートル（一方通行のものにあつては3.5メートル）以上の車路により幅員4メートル以上の道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定するものをいう。）に接続し、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものとしなければならない。ただし、車路の幅員については、自動車が安全に通行できるものにあつてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条、第4条又は前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数（以下この項において「附置義務台数」という。）に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としな

ければならず、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の数があるときは、その端数を切り上げた数)

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車有効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものについては適用しない。

4 第3条の2から前条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

5 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第3条の2、第4条の2又は前条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内、周辺地区若しくは自動車交通ふくそう地区内又はこれら以外の地域内のいずれかの2以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域内に

当該建築物があるものとみなして、第3条から第5条までの規定を適用する。

(駐車施設の附置の特例)

第8条 建築物の構造又は敷地の状態により、市長がやむを得ないと認めた場合においては、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けることができる。

2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、規則で定めるところに従い、あらかじめ当該駐車施設の位置、規模等について、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合もまた同様とする。

(届出)

第9条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、規則で定めるところに従い駐車施設の位置、規模等について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合もまた同様とする。

(適用の除外)

第10条 建築基準法第85条の仮設建築物については、この条例は適用しない。

2 新たに第2条第1号から第4号までの地域又は地区に指定された場合には、当該地域又は地区に指定された日から起算して6か月以内に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知が行われる建築物については、第3条から第5条までの規定は適用しない。

3 第2条第1号から第4号までの地域又は地区の変更があつた場合には、当該地域又は地区に指定された日から起算して6か月以内はなお従前の例による。

(廃止の届出)

第10条の2 第3条から第5条まで及び第8条の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、その日から10日以内に、市長に届け出なければならない。

(駐車施設の管理)

第11条 第3条から第5条まで及び第8条の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設の敷地、構造及び規模等について、常時その目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から、報告若しくは資料の提出を求め、また必要に応じて当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第3条から第6条まで又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、設置又は原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

(基準以下の建築物における駐車施設)

第14条 第3条、第3条の2及び第5条に定める基準以下の建築物においてもこの条例の趣旨に基づき駐車施設を附置するよう努めなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第16条 第13条の規定による市長の命令に従わなかつた者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第8条第2項又は第9条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の規定を適用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例が施行された日から起算して6か月以内に建築物の新築、増築及び用途変更の工事に着手した者については、この条例は適用しない。

3 灘崎町の編入に伴い、新たに第2条第2号に規定する地域に該当することとなつた区域において、当該編入の日から起算して6月以内に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知が行われる建築物については、この条例は適用しない。

4 瀬戸町の編入に伴い、新たに第2条第2号に規定する地域に該当することとなつた区域において、当該編入の日から起算して6月以内に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知が行われる建築物については、この条例は適用しない。

附 則（昭和44年市条例第92号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行し、昭和44年6月14日から適用する。
- 2 この条例施行の日から起算して3か月以内に建築物の新築、増築及び用途変更の工事に着手した者については、この条例による改正前の建築物における駐車施設の附置等に関する条例を適用する。

附 則（昭和49年市条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日から起算して3月以内に建築物の新築、増築及び用途変更の工事に着手した者については、この条例による改正前の建築物における駐車施設の附置等に関する条例を適用する。

附 則（平成4年市条例第23号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成6年市条例第36号）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定は、条例の施行の日以後に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知が行われる建築物から適用し、同日前に申請又は通知が行われる建築物については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年市条例第 88 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 18 年市条例第 131 号）

この条例は、平成 19 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（令和 8 年市条例第 21 号）

- 1 この条例中第 1 条並びに次項及び附則第 3 項の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 条並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は同年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定は、第 1 条の規定の施行の日（以下「第 1 条施行日」という。）以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項（これらの規定を同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項（これらの規定を同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による通知が行われる建築物から適用し、第 1 条施行日前に申請又は通知が行われる建築物については、なお従前の例による。
- 3 第 1 条施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 第 2 条の規定による改正後の建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定は、第 2 条の規定の施行の日（以下「第 2 条施行日」という。）以後に建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項（これらの規定を同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項（これらの規定を同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による通知が行われる建築物から適用し、第 2 条施行日前に申請又は通知が行われる建築物については、なお従前の例による。
- 5 第 2 条施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。